

中部徳洲会病院 赴任・住宅支援制度のご案内



■ 「沖縄で働きたい！」 その思い、当院がお手伝いします

引越代から入居費用、毎月の家賃まで。沖縄での看護師ライフのスタートを病院がサポートします。

■ 3つの強力なサポートポイント ※徳洲会グループ施設からの転勤、当院奨学金受給中の方は対象外となります

1. 赴任費用を「実費」でバックアップ！

引越代や航空券代だけでなく、新生活に必要な家具・家電の購入費も精算対象です。

【精算上限額（地域別）】

赴任元地域	単身赴任	家族帯同
北海道・東北	最大 200,000 円	最大 250,000 円
関東・関西	最大 150,000 円	最大 200,000 円
九州・四国	最大 100,000 円	最大 150,000 円
沖縄県内離島	最大 50,000 円	最大 100,000 円

※領収書の提出が必要です。定額支給ではなく実費精算（非課税扱い）となります。

2. 住居契約時の「初期費用」を病院が負担！

賃貸契約時に大きな負担となる以下の費用を病院が負担

- 礼金
- 仲介手数料
- 保証会社初期費用

※敷金は原則本人負担です。但し、病院による「立替制度（給与分割控除）」も利用可能です。

3. 毎月の「家賃補助」で生活を安定！

赴任後の家賃もしっかりサポート

- 直接応募の方： 赴任後 2年間、月額最大 50,000 円
- 紹介会社経由の方： 赴任後 1年間、月額最大 50,000 円

※支援期間終了後は当院規定の住宅手当（月額最大 24,000 円）へスムーズに移行します。

4. その他

- 住居の選択： ご自身で選んだお好きな物件を契約いただけます。
- 返還規定： 本制度は長期的な活躍を期待するものです。赴任後 2 年未満で自己都合退職される場合は、期間に応じて赴任費用の一部返還が必要となります。

（例：1 年以上 2 年未満は 1/3 をご返還いただきます）



お申込み
&
お問い合わせ

医療法人徳洲会 中部徳洲会病院
〒901-2393 沖縄県中頭郡北中城村字比嘉 801 番地 TEL: 098-932-1110(代)
<http://www.cyutoku.or.jp/groups/nurse/>
担当窓口：看護対策室 東恩納（ひがしおんな） E-mail: kangobu2@cyutoku.or.jp





中部徳洲会病院（看護師・常勤）限定！

赴任・住宅支援制度に関する Q&A

【赴任費用・引越しについて】

Q. どのような費用が実費精算の対象になりますか？

- 引越し業者への支払費用、赴任のための航空券や船舶などの渡航費、および新生活に必要な家具・家電・生活必需品などの購入費（病院が認めたもの）が対象です。
- これらは領収書の提出を条件に、お住まいの地域に応じた上限額の範囲内で精算されます。

Q. 家具や家電の購入費も補助されるって本当ですか？

- はい、赴任に伴い新たに必要となる物品の購入費についても、病院が必要と認めた範囲で実費精算の対象となります。
- ただし、定額支給ではないため、必ず領収書を保管しておく必要があります。

【住居の契約・初期費用について】

Q. 住む場所は自分で自由に選べますか？

- はい、住居の契約は職員ご自身で行っていただけます。
- 病院が契約の当事者（借り主）になることはありませんので、ご自身の希望に沿った物件を探していただけます。

Q. 賃貸契約の初期費用はどの程度サポートされますか？

- 「礼金」「仲介手数料」「保証会社初期費用」については、病院が負担いたします。
- 「敷金」については、退去時に本人へ返還される性質があるため、原則として自己負担となります。

Q. 敷金の支払いが一時的に厳しい場合はどうすればよいですか？

- 希望される場合は、病院が敷金を立替払いすることが可能です。
- その場合は、立替分を毎月の給与から分割して精算（控除）する形をとることができます。

【毎月の家賃補助について】

Q. 毎月の家賃補助はいくらで、どのくらいの期間受けられますか？

- 月額上限 50,000 円まで補助されます。
- 補助期間は採用経路によって異なり、当院に直接応募された方は「2 年間」、紹介会社経由の方は「1 年間」となります。

Q. 支援期間（1～2 年）が終わった後はどうなりますか？

- 特別な家賃補助が終了した後は、当院の既存の住宅手当規程（家賃の 1/2、上限 24,000 円/月）へ移行します。

【退職時のルールについて】

Q. もし短期間で退職することになった場合、費用の返還は必要ですか？

- 赴任費用（引越し・渡航費等）については、勤務期間が 2 年未満で自己都合退職される場合に限り、期間に応じた精算（返還）を求めることがあります。
 - 6 か月未満：全額
 - 6 か月以上 1 年未満：2/3
 - 1 年以上 2 年未満：1/3
- なお、毎月の「家賃補助」については、在職期間に応じた福利厚生であるため、返還義務はありません。

ご質問・確認等がございましたら kangobu2@cyutoku.or.jp までお気軽にお問い合わせください